



会員各位

(一社)西新井青色申告会
会長 矢ノ倉利明

12月分の給与額・賞与額が決まっている方の 年末調整(マイナンバー)相談会のご案内

専従者や従業員(アルバイトも含みます)などの12月分までの給与・賞与を支給済みの方、または支給額が決定している方の個人別相談会を下記日程にて開催いたします。

ただし、アルバイト収入などのある配偶者を扶養家族とする方は収入によって特別控除額が変わる可能性があるため、平成30年分の収入が確定する来年1月の年末調整相談会をご利用ください。その際には勤務先の「源泉徴収票」などをお持ちください。

なお、相談会では事業主だけでなく専従者や従業員、そしてその扶養家族の方のマイナンバーが必要です。番号が分かれば証明書などは必要ありません。すでに当会においてマイナンバー保管用USBを作成されている方は、そちらをお持ちいただくだけで結構です。ただし、未登録者が生じた場合は番号を登録しますのでお知らせください。

記

☆会場 西新井青色申告会館 電話(3885)4105

☆ご用意いただくもの ①会員証 ②印鑑

③平成29・30年分源泉徴収簿

平成30年分は7月の続きです。12月分まで支給額・税額を記入してきてください。

④平成30年分扶養控除等(異動)申告書 ← 扶養家族がいなくても必要です。

⑤平成30年分保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書(該当欄に記入してきてください)

◎各人の国民年金、国民年金基金、生命保険、年金タイプの保険、地震保険、小規模企業共済掛金等の支払ったことの証明書類等を必ずお持ちください。忘れずと控除ができませんので必ずご持参ください。

⑥納付書 ・ 税務署より送られた源泉税の納付書

(ダイレクト納付を利用されている方には送付されません)

・ 平成29年分(前・後期)、平成30年分(前期)

⑦雇人や専従者で2年目以降の住宅取得控除を受ける方

・ 「年末調整のための住宅取得等特別控除証明書」(税務署より送付)

・ 「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(金融機関より交付)

⑧ダイレクト納付の届出書(事前にお渡しした方のみです)

☆納付方法 金融機関の他、相談会期間中は事務局でも納付を取り扱っております。ただし、**当会での現金納付の取扱いは今年度限りです**。今後は「国税ダイレクト方式電子納税」のご利用をお願いいたします。納税額が無くても徴収高計算書を送信により税務署へ提出できるなどのメリットがあります。ぜひ、ご利用ください。ご希望される方は、口座のお届け印を当会までお持ちください。

事業主の方にはマイ
ナンバーカードの取
得をお勧めします!

☆日 程 混雑防止のため可能なかぎり所属される支部の相談日にご出席ください。

月 日	午前9時~11時	午後1時~4時	月 日	午前9時~11時	午後1時~4時
12/ 6(木)	1・7	14・22・ <i>タシ</i> 第1	12/10(月)	3・11	9・16・20
7(金)	4・23	12・13・別地区	11(火)	17・21	2・5・10
8(土)	6・24		12(水)	18・19	8・15・ <i>タシ</i> 第2

平成30年分前期(1月~6月)が無申告の方は、今回の相談期間中に必ずご出席ください。
1~3月の決算・確定申告相談会では源泉の相談はお受けできません。